

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準の一部改正について

改正理由：教育研究経費に係る予算配分手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項に区分し、各事項の<u>予算額及び配分額又は配分方法</u>については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</p> <p>(1) 教育研究基礎経費 (2) 授業経費</p> <p><u>(3) 教育研究整備充実費</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この基準は、令和3年12月9日から施行し、令和4年度教育研究経費の配分から適用する。</p>	<p>第1 教育研究経費は、次の各号に定める事項に区分し、各事項の<u>予算額、配分方法及び配分額</u>については、毎年度、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</p> <p>(1) 教育研究基礎経費 (2) 授業経費 <u>(3) 学生引率実地指導旅費</u> <u>(4) 教育研究整備充実費</u> <u>(5) 若手教員等研究支援費</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第5号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育実践研究推進本部の検討を経て、教育研究評議会が審議する。</u></p> <p>〔省略〕</p>